

赤穂市週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領（建築・設備編）

目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事を実施するために必要な事項を定める。

1 対象工事

原則として、赤穂市が発注する予定価格200万円を超える工事を対象とする。

対象外工事

ア工期が30日に満たない工事又は現地作業が1週間に満たない工事

イ災害に伴う緊急工事及び応急工事又は災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事

2 実施方法

- (1)入札段階（入札公告、特記仕様書等）で、週休2日制度の対象であることを明記する。（別紙1参照）
- (2)受注者は契約後、現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕のうち、毎週2日を現場閉所する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- (3)発注者は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (4)受注者は、下請け企業に対し、週休2日の取組みに当たり、必要な事項について協力を求める。

3 工事成績評価

現場閉所の達成状況（4週8休以上・未達）に応じて評価する。（工事成績評価の考査項目の考査項目別運用表：主任監督員用の工程管理欄で評価）

《週休2日制度の達成状況》

現場閉所日数（振替日※を含む）を現場稼働中の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、現場閉所予定日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、現場閉所日を現場閉所予定日以外の日に振り替えることを可能とする。

4 労務費の補正

当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を労務費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。労務費の補正については、国土交通省が別に定める「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」別添「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」を準用し、費用の計上を行うものとする。

※要領等は適宜改定されるため、適用に当たっては、常に最新のものを参照すること

5 確認方法等

- (1)工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。（別紙2参照）
- (2)現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- (3)悪天候や作業工程等の理由により、現場閉所予定日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、現場閉所日を現場閉所予定日以外の日に振り替えることを可能とする。
- (4)受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- (5)現場代理人等（監理技術者、主任技術者）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

6 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。

記載例

この工事は、週休2日制の対象工事です。
建設産業の労働条件を改善するため、週2日の休工に取り組んでいます。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(1) 入札公告における記載例

本工事は、原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(2) 特記仕様書の記載例

第〇条 本工事は、原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。(受注者は契約後、施工計画書を提出する。) 建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行う。

- 2 天候や地域住民対応等で現場閉所予定日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休2日に努めること。(現場閉所予定日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、現場閉所日を現場閉所予定日以外の日に振り替えることを可能とする。)
- 3 現場稼働中の工期〔工事着手(現場測量等)前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の現場閉所の達成状況(振替日※を含む)に応じて工事成績の評価を行う。
- 4 現場閉所の確認のため、受注者は工事履行報告書を提出すること。
- 5 労務費の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各単価に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- 6 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等(監理技術者、主任技術者)が休日に書類作成等の内業や他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

《週休2日制度の達成状況》

現場閉所日数(振替日※を含む)を現場稼働中の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、現場閉所予定日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、現場閉所日を現場閉所予定日以外の日に振り替えることを可能とする。

<労務費の補正係数>

1.04

<単価の補正>

(1) 複合単価

労務単価に1.04を乗じて補正する

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」
において定められた補正率及び算定式により補正する

(該当工種補正率)

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
仮設工事			

※「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」の表A-2建築工事の補正率、表E-2電気設備工事の補正率、表M-2機械設備工事の補正率に基づき、該当工種の補正率を記載する。

工 事 履 行 報 告 書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月 分)						
月 別	予定工程 % () 内は 工程変更後	実施工程 %	休日数 ^{※1}				備考
			対象数 (A)	休 日 数 (B)	振替休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3=B+C}	
計			Σ A			Σ D	
(休日取得率)			$\Sigma D / \Sigma A = \text{〇〇}\%$				
(記事欄)							

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の現場閉所予定日の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、現場閉所予定日に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、現場閉所日を現場閉所予定日以外の日に振り替えることを可能とする。

※2 (C)は現場閉所予定日以外の日への振替日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D)の日数は、 $(D) \leq (A)$ となる。

監督員	主任 監督員

主任 (監理) 技術者	現場 代理人